

21 建企第 650 号
平成 22 年 2 月 17 日

(社) 長崎県建設業協会
(社) 長崎県中小建設業協会
(社) 長崎県造園建設業協会
(社) 長崎県ほ装協会
(社) 長崎県工務店連合会
(社) 長崎県下水道建設業協会
(社) 長崎県管工事協会
(社) 長崎県港湾漁港建設業協会
(社) 長崎県建造物解体工業会
(社) 長崎県トンネル協会

様

長崎県土木部長



長崎県建設工事暴力団対策要綱の一部改正について

標記について、下記のとおり改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行することとしたので通知します。

つきましては、貴下会員への周知徹底をよろしくお願いいたします。

記

1. 改正の要旨

「長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例」(平成 21 年 12 月 25 日付け長崎県条例第 72 号)が平成 22 年 4 月 1 日より施行されることに伴い、有資格業者が請負った建設工事の物件が、暴力団事務所等に利用されることが判明したにもかかわらず、「当該請負契約を解除するよう努める」と規定された建設業者の責務を遵守せず、更に知事が行う契約解除等の勧告にも、正当な理由なく従わない場合は、指名除外措置を行うこととなるため、今回、条例違反による指名除外要件の追加を行うものである。

また、有資格業者が指名除外を受けた後もなお、契約解除に応じず工事を続行し、完成した物件を暴力団関係者に引渡すなど悪質と判断された場合には、更に指名除外期間を延長できる規定も追加する。

2. 改正箇所

別紙 新旧対照表のとおり

改	正	後	改	正	前
第2条 (5) 密接な交際 友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊又は、<u>社会的に避離される交際・取引等</u>をしていることである。この場合、偶然出会った場合などは含まないが、年1回でもその事実がある場合には当該要件に該当するものとする。 (7) 極めて悪質な事由 極めて悪質な事由とは次のものをいう。 ・ 別表1各号における指名除外満了後3ヶ月年を経過するまでの間に、それぞれ同表各号の措置要件に該当する行為を行っていたと認められる場合 ・ 指名除外措置を回避することを目的に、措置要件に該当する行為を故意に隠蔽して行ったと認められる場合 ・ 措置要件に該当する行為に起因して、公衆に多大な損害・不利益を生じさせた場合。 (暴力団組事務所等)に利用される物件の建設工事の契約解除勧告に応じず、工事を継続、完成させ、暴力団関係者に引き渡した場合も含まれる。) - その他、悪質な事由と判断される場合	第2条 (5) 密接な交際 友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。この場合、偶然出会った場合などは含まないが、年1回でもその事実がある場合には当該要件に該当するものとする。 ～ (略) ～ ～ (略) ～ ～ (略) ～			～ (略) ～ ～ (略) ～ ～ (略) ～	

長崎県工事建設工事暴力団対策要綱 改正新旧対照表

No. 2

改 正 後	改 正 前
第3条 5 知事は、指名除外の期間中の有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかになったときは、その時点の<u>指名除外期間（第4項に規定する指名除外の延長期間を含む）に別表1各号に定める期間を加算した期日まで延長できるものとする。</u> 6 指名除外期間の延長は、第10条第2項の確認により終了するものとする。 7 第4項及び第5項の規定による延長後の指名除外期間が2年を経過したときは、入札参加資格名簿から抹消するものとする。 ～ (略) ～ 第4条 第3条第1項から第3項の規定により指名除外を行ったときは、当該有資格業者に対しその旨を別紙様式1―1により通知するものとする。 2 第3条第4項又は、第5項の規定により、<u>指名除外期間の延長を行ったときは、当該有資格業者に対しその旨を別紙様式1―2により当通知するものとする。</u> 3 第3条第6項の規定により、<u>指名除外期間延長後に指名除外解除を行ったときは、当該有資格業者に対しその旨を別紙様式1―3により通知するものとする。</u>	第3条 5 指名除外期間の延長は、第10条第2項の確認により終了するものとする。 6 第4項の規定による延長後の指名除外期間が2年を経過したときは、入札参加資格名簿から抹消するものとする。 ～ (略) ～ 第4条 第3条の規定により指名除外を行ったときは、当該有資格業者に対しその旨を別紙様式1により通知するものとする。

改 正		改 正		前	
第12条	この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。	第12条	この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。		
附 則	～	附 則	～		
附 則	この要綱は、平成21年7月1日から施行する。	附 則	この要綱は、平成21年7月1日から施行する。		
	(一部改正、別表2改正)		(一部改正、別表2改正)		
附 則	この要綱は、平成22年4月1日から施行する。				
	(一部改正、別表1改正)				
(別表1)		(別表1)		(略)	
6 暴力団事務所等に利用されることが判明した物件の建設工事請負契約に關して、有資格業者が「長崎県暴力団事務所等の排除に關する条例」第8条第2項に基く、知事の契約解除等の報告に、正当な理由なく従わないとき。		当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、措置要件に該当する場合、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。			
～ (略) ～				～ (略) ～	

長崎県工事建設工事暴力団対策要綱 改正新旧対照表

No. 4

改 正		改 正	
後		前	
(別紙様式1)		(別紙様式1)	
宛 名 長 崎 県 知 事		宛 名 長 崎 県 知 事	
長崎県建設工事からの指名除外について (通知)		長崎県建設工事からの指名除外について (通知)	
このことについて、下記のとおり指名を除外するので通知する。 指名除外期間中は県の発注に係る建設工事の下請及び受託も禁止する。		このことについて、下記のとおり指名を除外するので通知する。 指名除外期間中は県の発注に係る建設工事の下請及び受託も禁止する。	
記		記	
1. 指名除外の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで ケ月間指名を除外する 指名除外期間の満了時においてなお指名除外の理由となった措置要件に該当する場合は、該当しないことが確認できるまでの間、指名除外期間を延長する。 なお、指名除外期間の開始時から2年経過後においても措置要件に該当しないことが確認されない場合は、入札参加資格の登録を抹消する。		1. 指名除外の期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで ケ月間指名を除外する 指名除外期間の満了時においてなお指名除外の理由となった措置要件に該当する場合は、該当しないことが確認できるまでの間、指名除外期間を延長する。 なお、指名除外期間の開始時から2年経過後においても措置要件に該当しないことが確認されない場合は、入札参加資格の登録を抹消する。	
2. 指名除外の理由 ※長崎県建設工事暴力団対策要綱第3条別表1の該当する措置要件の内容を記入。		2. 指名除外の理由 ※長崎県建設工事暴力団対策要綱第3条別表1の該当する措置要件の内容を記入。	
(措置要件6の場合)		(措置要件6の場合)	
3. その他 貴社が指名除外を受けた後も、当該建設工事を継続、完成させ、当該物件を暴力団関係者に引き渡したことが確認される場合、極めて限定的と判断される場合は、その時点の指名除外期間(指名除外の延長期間を含む)に別表1各号に定める期間を加算した期日まで延長する。		3. その他 貴社が指名除外を受けた後も、当該建設工事を継続、完成させ、当該物件を暴力団関係者に引き渡したことが確認される場合、極めて限定的と判断される場合は、その時点の指名除外期間(指名除外の延長期間を含む)に別表1各号に定める期間を加算した期日まで延長する。	

長崎県工事建設工事暴力団対策要綱 改正新旧対照表

No. 5

改	正	改	正	前
(別紙様式1-2) 様式追加 番 号 年 月 日 苑 名 長 崎 県 知 事 指名除外期間の変更について (通知) さきに、平成 年 月 日付け 番 号 をもって貴社の指名除外について通知したところであるが、このたび、下記のとおり指名除外期間を変更したので通知する。 指名除外期間中は県の発注に係る建設工事の下請及び受託も禁止する。 記 1. 指名除外の期間 変更後 平成 年 月 日から平成 年 月 日以降 当該措置 要件に該当しないことが確認できるまで 変更前 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで ヶ月間 なお、指名除外期間の開始時から2年経過後においても措置要件に該当しないことが 確認されない場合は、入れ参加資格の登録を抹消する。 2. 指名除外期間延長の理由 さきに通知した指名除外期間の満了時においてなお指名除外の理由となった措置要件 に該当していたため。 (長崎県建設工事暴力団対策要綱第3条第4項該当) 又は さきに通知した指名除外措置に関し、指名除外を受けた後も、当該建設工事を継続、 完成させ、当該物件を暴力団関係者に引き渡したことが確認されたため (長崎県建設工事暴力団対策要綱第3条第5項該当)				

長崎県工事建設工事暴力団対策要綱 改正新旧対照表

No. 6

改 正 後	改 正 前
様式追加 番 号 年 月 日 宛 名 長 崎 県 知 事 長崎県建設工事からの指名除解除について（通知） さきに、平成 年 月 日付け 番 号 をもって貴社の指名除外期間を延長する旨通知したところであるが、このたび平成 年 月 日以降、当該措置要件に該当しないことが確認できたため、指名除外を解除する。 記 1. 指名除外の解除日 平成 年 月 日 （指名除外期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで） ～ （略） ～ ～ （略） ～	

長崎県建設工事暴力団対策要綱

(目的)

第1条 この要綱は、建設工事等の適正な執行の確保に資するため長崎県が発注する建設工事等から、暴力団又は暴力団関係者の介入を排除する措置について、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建設工事等

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事並びに測量業務、土木・建築関係コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、環境調査業務及びその他建設工事に関連する業務をいう。

(2) 有資格業者

長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱に基づく、入札参加資格名簿に登録された者

(3) 暴力団

その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条で定義する団体）をいう。

(4) 暴力団関係者

暴力団の構成員、暴力団に協力し若しくは関与するなどこれと関わりを持つ者その他集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があったもの、若しくは警察等捜査機関が確認したものをいう。

(5) 密接な交際

友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊又は、社会的に非難される交際・取引等をしていることである。この場合、偶然出会った場合などは含まないが、年1回でもその事実がある場合には当該要件に該当するものとする。

(6) 不当要求

合理的な理由がないにもかかわらず、暴行、脅迫、威圧する言動その他の不当な手段により、違法又は不適正な要求をすること又は工事の進捗の障害となる行為をすることをいう。

なお、上記（3）暴力団、（4）暴力団関係者以外の者による行為も含む。

(7) 極めて悪質な事由

極めて悪質な事由とは次のものをいう。

- ・ 別表1各号における指名除外満了後3ケ年を経過するまでの間に、それぞれ同表各号の措置要件に該当する行為を行っていたと認められる場合
- ・ 指名除外措置を回避することを目的に、措置要件に該当する行為を故意に隠蔽して行ったと認められる場合
- ・ 措置要件に該当する行為に起因して、公衆に多大な損害・不利益を生じさせた場合。
（暴力団組事務所等に利用される物件の建設工事の契約解除勧告に応じず、工事を継続、完成させ、暴力団関係者に引き渡した場合も含まれる。）
- ・ その他、悪質な事由と判断される場合

(指名除外)

第3条 知事は、県の建設工事の入札参加資格名簿に登録された者（以下「有資格業者」という。）が別表1に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、長崎県建設工事暴力団対策会議（以下「対策会議」という。）の議を経て、同表に定める期間、当該有資格業者を指名から除外するものとする。

2 知事は、当該有資格業者について、極めて悪質な事由があると認められるため、又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表1各号に定める長期を超える指名除外期間を定める必要があるときは、当該指名除外期間を同表各号に定める長期の2倍（当該期間が24ヶ月以上となる場合は24ヶ月未満）まで定めることができるものとする。

3 知事は、指名除外措置の決定において前2項の規定によりがたいと判断される場合は対策会議の議を経て、指名除外措置及び期間を定めることができるものとする

4 知事は、当該有資格業者が指名除外期間の満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、同表に定めるただし書きの期間、指名除外期間を延長するものとする。ただし、当該措置要件に該当することが確認されず、指名除外期間の延長を行わなかった場合でも、指名除外期間の満了時において、当該措置要件に該当していたことが、指名除外期間の満了後3年以内に判明したときは、前項の規定に基づき指名除外措置ができるものとする。この場合、第6項の判断は、当初の指名除外期間と前項に規定する期間を合算した期間により行うものとする。

5 知事は、指名除外の期間中の有資格業者について、極めて悪質な事由が明らかになったときは、その時点の指名除外期間（第4項に規定する指名除外の延長期間を含む）に別表1各号に定める期間を加算した期日まで延長できるものとする。

6 指名除外期間の延長は、第10条第2項の確認により終了するものとする。

7 第4項及び第5項の規定による延長後の指名除外期間が2年を経過したときは、入札参加資格名簿から抹消するものとする。

(指名除外の通知)

第4条 第3条第1項から第3項の規定により指名除外を行ったときは、当該有資格業者に対しその旨を別紙様式1-1により通知するものとする。

2 第3条第4項又は、第5項の規定により、指名除外期間の延長を行ったときは、当該有資格業者に対しその旨を別紙様式1-2により当通知するものとする。

3 第3条第6項の規定により、指名除外期間延長後に指名除外解除を行ったときは、当該有資格業者に対しその旨を別紙様式1-3により通知するものとする。

(下請負等の禁止)

第5条 知事は、指名除外中の有資格業者が、長崎県の発注する建設工事に係る下請負及び受託をすることを認めないものとする。

(不当要求を受けた場合の報告等)

第6条 有資格業者は、建設工事等の受注の有無にかかわらず、不当要求を受けた場合（下請業者が受けた場合も含む。）、速やかに警察への届出を行う義務を負うものとする。

2 有資格業者は、県発注の建設工事等に関し、不当要求を受けた場合（下請業者が受けた場合も含む。）、上記の警察への届出義務に加え、速やかに別紙様式2による県発注機関への報告を行う義務を負うものとする。

- 3 上記2の報告を受けた場合、県発注の建設工事等の発注機関は、対応責任者と対応担当者を置くものとする。
- 4 上記3の対応責任者は、県発注の建設工事等の発注機関の所属長が指定する者とし、指定を受けた対応責任者は、受注者からの不当要求の報告の際の対応、関係機関（警察、本庁の主務課、土木部建設企画課）との連絡・情報交換、受注者に対する支援・情報提供等に努めるものとする。
- 5 上記3の対応担当者は、当該工事の主任監督員をもって充てる者とし、対応責任者とともに不当要求の報告の際の対応を行うとともに、受注者に不当要求が発生し、又はその恐れがあると認められる場合には、警察への届出、発注機関への報告を指導するものとする。
- 6 上記の不当要求を県の発注機関が受けた場合、当該発注機関職員は、「長崎県不当要求行為対策要綱」に準じて行動するものとする。

（工事妨害の際の措置）

第7条 知事は、第6条第2項の報告を行った受注業者が不当要求を受けた場合には、その内容に応じて当該業者に対し工程の調整、工期の延長等の必要な措置を講じるものとする。

（対策会議の設置）

第8条 県に対策会議を設置する。

- 2 前項の対策会議は、第3条に規定する指名の除外に関する審議を行う。

（対策会議の組織等）

第9条 対策会議は、別表2に掲げる委員をもって構成する。ただし、委員が出席できない場合は、当該委員があらかじめ指名した者をもって代理とすることができる。

- 2 対策会議は、土木部長が主宰する。土木部長に事故あるときは、あらかじめ土木部長から指名された者が、主宰する。
- 3 対策会議は、警察の参加を求め、意見を聞くことができる。

（事案の確認）

第10条 事案の確認は、警察からの情報提供及び通報に基づき、確認を行うものとする。

- 2 期間満了時における事案終了の確認は、警察からの通報に基づき行うものとする。

（守秘義務）

第11条 対策会議の委員（代理を含む。）及び関係職員は、対策会議に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（対策会議の事務）

第12条 対策会議の事務は、土木部建設企画課が行う。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年11月1日から施行する。

（別表1改正）

附 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

（別表2改正）

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

(別表1改正)

附 則

この要綱は、平成14年5月31日から施行する。

(第7条、第9条、別表2改正)

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(別表2改正)

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(別表2改正)

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(一部改正、別表2改正)

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

(別表2改正)

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

(一部改正、別表1、別表2改正)

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(一部改正、別表2改正)

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(一部改正)

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

(一部改正、別表2改正)

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(一部改正、別表1改正)

(別表1)

措 置 要 件	期 間
1 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員又は有資格業者の経営に事実上参加している者が、暴力団関係者であるとき。	認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。
2 有資格業者である個人、有資格業者である法人の役員及び使用人又は有資格業者の経営に事実上参加している者（以下「有資格業者等」という。）が業務に関し、暴力団関係者を不正に使用している又は使用したと認められるとき。	①使用していると認定した場合は、認定をした日から2ヶ月以上6ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。 ②使用したと認定した場合は、認定をした日から2ヶ月以上6ヶ月以内とする。
3 有資格業者等がいかなる名義をもってするを問わず、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えている又は与えたと認められるとき。	①与えていると認定をした日から2ヶ月以上6ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、当該措置要件に該当することが確認された場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。 ②与えたと認定した日から2ヶ月以上6ヶ月以内とする。
4 有資格業者等が暴力団関係者と密接な交際等を有していると認められるとき。	当該認定をした日から2ヶ月以上6ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、措置要件に該当する場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。
5 有資格業者が、暴力団又は暴力団関係者から不当要求を受けたにもかかわらず、警察へ届け出なかったとき。また、県発注の建設工事等に関し、有資格業者が、暴力団又は暴力団関係者から不当要求を受けたにもかかわらず、警察に届出をせず、かつ県発注機関へ報告しなかったとき。	当該認定をした日から2ヶ月以上4ヶ月以内とする。

措 置 要 件	期 間
6 <u>暴力団事務所等に利用されることが判明した物件の建設工事請負契約に関して、有資格業者が「長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例」第8条第2項に基く、知事の契約解除等の勧告に、正当な理由なく従わないとき。</u> <u>又は、有資格業者等が同条例第8条第1項に基づき、知事の契約解除等の勧告に、正当な理由なく従わない不動産所有者等であるとき。</u>	<u>当該認定をした日から6ヶ月以上12ヶ月以内とする。ただし、期間満了時において、措置要件に該当する場合は、当該措置要件に該当しないことが確認できるまで期間を延長する。</u>

(別表2)

対 策 会 議 を 構 成 す る 委 員

区 分	職 名
土 木 部	部 長 次 長 監理課長 建設企画課長
農 林 部	部 長 農政課長
水 産 部	部 長 漁政課長
環 境 部	部 長 環境政策課長

番 号
年 月 日

宛 名

長 崎 県 知 事

長崎県建設工事からの指名除外について（通知）

このことについて、下記のとおり指名を除外するので通知する。

指名除外期間中は県の発注に係る建設工事の下請及び受託も禁止する。

記

1. 指名除外の期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで ヶ月間指名を除外する。

指名除外期間の満了時においてなお指名除外の理由となった措置要件に該当する場合は、該当しないことが確認できるまでの間、指名除外期間を延長する。

なお、指名除外期間の開始時から2年経過後においても措置要件に該当しないことが確認されない場合は、入札参加資格の登録を抹消する。

2. 指名除外の理由

※長崎県建設工事暴力団対策要綱第3条別表1の該当する措置要件の内容を記入。

(措置要件6の場合)

3. その他

貴社が指名除外を受けた後も、当該建設工事を継続、完成させ、当該物件を暴力団関係者に引き渡したことが確認される場合等、極めて悪質と判断される場合は、その時点の指名除外期間（指名除外の延長期間を含む）に別表1各号に定める期間を加算した期日まで延長する。

(別紙様式 1 - 2)

番 号
年 月 日

宛 名

長 崎 県 知 事

指名除外期間の変更について（通知）

さきに、平成 年 月 日付け 番 号 をもって貴社の指名除外について通知したところであるが、このたび、下記のとおり指名除外期間を変更したので通知する。

指名除外期間中は県の発注に係る建設工事の下請及び受託も禁止する。

記

1. 指名除外の期間

変更後 平成 年 月 日から平成 年 月 日以降 当該措置
要件に該当しないことが確認できるまで
変更前 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで ヶ月間

なお、指名除外期間の開始時から2年経過後においても措置要件に該当しないことが確認されない場合は、入札参加資格の登録を抹消する。

2. 指名除外期間延長の理由

さきに通知した指名除外期間の満了時においてなお指名除外の理由となった措置要件に該当していたため。

（長崎県建設工事暴力団対策要綱第3条第4項該当）

又は

さきに通知した指名除外措置に関し、指名除外を受けた後も、当該建設工事を継続、完成させ、当該物件を暴力団関係者に引き渡したことが確認されたため

（長崎県建設工事暴力団対策要綱第3条第5項該当）

(別紙様式1-3)

様式追加

番 号
年 月 日

宛 名

長 崎 県 知 事

長崎県建設工事からの指名除外解除について（通知）

さきに、平成 年 月 日付け、番 号 をもって貴社の指名除外期間を延長する旨通知したところであるが、このたび平成 年 月 日以降、当該措置要件に該当しないことが確認できたため、指名除外を解除する。

記

1. 指名除外の解除日

平成 年 月 日
(指名除外期間 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで)

(別紙様式2)

不 当 要 求 報 告 書

受注者名

所在地

報告者・電話番号

1. 対象工事

工 事 名	
工 事 場 所	
工 期	
発 注 者	

2. 不当要求の相手等

所属・氏名	
住 所	
応 対 日 時	平成 年 月 日() 時 分 ~ 時 分
応 対 方 法	電話 ・ 面談(場所:) その他()
応 対 者	(職・氏名)

3. 不当要求の内容

4. 警察署への通報 (通報の有無: 無 有)

通報の日時	平成 年 月 日()
担 当 者 名	警察署 課
警察の指示等	

長崎県暴力団事務所等の排除に関する条例

平成 21 年 12 月 25 日 長崎県条例第 72 号

(目的)

第 1 条 この条例は、暴力団の活動拠点となる暴力団事務所等の存在が県民生活に大きな脅威をもたらしていることにかんがみ、暴力団事務所等に係る不動産取引及び建設工事の請負に関し、県、県民、不動産所有者等及び建設業者の責務を明らかにすることにより、暴力団事務所等の排除を推進し、もって県民生活の安全と平穏を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団事務所等 暴力団及び暴力団員が組織的な活動の用に供している不動産（建物（建物の一部を含む。）及び土地をいう。以下同じ。）をいう。
- (4) 不動産取引 不動産及びその上に存在する権利の売買、交換又は貸借を行うことをいう。
- (5) 不動産所有者等 県内に所在する不動産の所有者及び占有者並びに管理者をいう。
- (6) 建設業者 県内において建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）を請け負う者をいう。
- (7) 暴力団員等 暴力団員及び暴力団員の依頼を受けて不動産取引又は建設工事の申入れを行う者をいう。

(県の責務)

第 3 条 県は、暴力団排除のため、暴力団事務所等の排除などに最大限の努力を行うものとする。

- 2 県は、県民並びに不動産所有者等及び建設業者が、次条から第 6 条までに規定する責務を果たすため、必要な支援を行うものとする。

(県民の責務)

第 4 条 県民は、暴力団事務所等の設置を目的としたいかなる行為も行わないよう努めるものとする。

- 2 県民は、県及び市町が実施する暴力団事務所等の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(不動産所有者等の責務)

第 5 条 不動産所有者等は、不動産取引を行う場合において、当該不動産が暴力団事務所等に利用されないよう努めるものとする。

- 2 不動産所有者等は、不動産取引に係る契約を行う場合において、当該不動産が暴力団事務所等に利用されるものと認められるときは、催告をしないで当該契約を解除することができる旨を定めた特約条項を設けるよう努めるものとする。
- 3 前項の契約を行った不動産所有者等は、その相手方が当該不動産を暴力団事務所等に利用するものと認められるときは、当該契約を解除するよう努めるものとする。
- 4 不動産所有者等は、第 1 項及び第 2 項に規定する責務を果たすために、当該不動産取引の媒介又は代理を行う者から必要な助言等を求めるよう努めるものとする。この場合において、不動産所有者等から助言等を求められた者は、必要な助言等を行うよう努めるものとする。

(建設業者の責務)

第 6 条 建設業者は、建設工事を請け負う場合において、工事の結果完成することとなる物件（増改築及び改修を含む。以下「物件」という。）が暴力団事務所等に利用されないよう努めるも

のとする。

- 2 建設業者は、建設工事の請負契約（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事に係るものを除く。以下同じ。）を行う場合において、当該物件が暴力団事務所等に利用されるものと認められるときは、催告をしないで当該契約を解除することができる旨を定めた特約条項を設けるよう努めるものとする。
- 3 前項の契約を行った建設業者は、契約後又は工事着手後において、その相手方が当該物件を暴力団事務所等に利用するものと認められるときは、当該請負契約を解除するよう努めるものとする。

（調査）

- 第7条 知事は、不動産所有者等又は建設業者が第5条第2項若しくは第3項又は前条第2項若しくは第3項の規定を遵守していない疑いがある場合で、暴力団事務所等を排除することに支障があると認めるときは、その事実を明らかにするため必要な限度で、当該不動産所有者等、当該建設業者その他関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

（勧告等）

- 第8条 知事は、不動産所有者等が第5条第2項及び第3項に規定する責務を遵守していないため、暴力団事務所等を排除することに支障が生じていると認めるときは、当該不動産所有者等に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。
- 2 知事は、建設業者が第6条第2項及び第3項に規定する責務を遵守していないため、暴力団事務所等を排除することに支障が生じていると認めるときは、当該建設業者に対し、必要な措置を講ずることを勧告することができる。
 - 3 知事は、第3条に規定する県の責務を果たすため、暴力団員等が暴力団事務所等に使用する目的で不動産取引の契約又は建設工事の請負契約を締結したときは、当該暴力団員等に対し、当該契約の解除を要求することができる。

（公表等）

- 第9条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、必要な事項を公表することができる。
- 2 知事は、前項の規定により公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に対し、その理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。
 - 3 知事は、前条第1項若しくは第2項の規定による勧告又は前条第3項の規定による契約解除の要求を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告等に従わないときは、規則で定めるところにより、相当の期間を定めて県が行う入札に参加させないこと等の必要な措置をとることができる。

（市町への協力要請）

- 第10条 県は、市町において、暴力団事務所等の排除のための施策が講じられるよう、市町に対し必要な協力を要請できるものとする。

（規則への委任）

- 第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。